

平成 26 年度 公益財団法人日本体育協会公認スポーツデンティスト養成講習会 開催要項

1. 目的

様々なスポーツの現場においてアスリートのパフォーマンス維持向上をはじめとして、地域住民のスポーツを通じて健康づくりを支援し、健康寿命の延伸、QOL の維持向上等に寄与できるよう、スポーツ歯科に関する高い実践能力を有する人材を確保し、スポーツ歯科分野のレベルアップを図るために、標記養成講習会を開催する。

2. 主催 公益財団法人 日本体育協会
公益社団法人 日本歯科医師会

3. カリキュラム

・医科共通(25 単位) ・スポーツ歯科医学(21 単位) (詳細は別紙カリキュラム一覧参照)

4. 実施方法(開催期日・会場)

・新規受講者

開催区分	開催期日	会場
医科共通Ⅰ	平成 26 年 10 月 11 日(土) 9:50~17:40	「ベルサール飯田橋駅前」 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 1F
	12 日(日) 9:00~17:50	
医科共通Ⅱ	平成 27 年 1 月 10 日(土) 9:50~17:40	東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 1F
	11 日(日) 9:00~16:50	

※ 医科共通は公認スポーツドクター養成講習会 基礎科目と同一日程・会場にて開催する。

・平成 25 年度医科共通修了者

開催区分	開催期日	会場
スポーツ 歯科医学Ⅰ	平成 26 年 7 月 12 日(土) 9:00~17:50	「歯科医師会館」 〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20
	13 日(日) 9:00~17:50	
スポーツ 歯科医学Ⅱ	平成 26 年 11 月 22 日(土) 13:00~17:30	「東京医科歯科大学」 〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45
	23 日(日) 10:00~16:20	

※ 期日については予定であり、事情により変更する場合もある。

注1) 医科共通の受講を修了した翌年度以降に、スポーツ歯科医学を受講すること。同一年度に医科共通とスポーツ歯科医学を同時に受講することはできない。なお、講習は単位制のため、科目内での受講順序は、Ⅰ・Ⅱのいずれからでも受講できる。

5. 受講者

- ① 受講条件:受講申込年度(平成 26 年)4 月 1 日時点で日本国の歯科医師免許取得後 4 年を経過し、日本歯科医師会及び日本体育協会が認めた者。
- ② 新規募集者数: 50 名程度 ※受講希望者多数の場合は抽選となる

6. 受講申込

- ① 申込方法:受講を希望する者は、所定の新規受講個人申込書(顔写真を1部貼付・1部添付)に必要事項を記入し、歯科医師免許の写し(A4 サイズ)を添付して、都道府県歯科医師会を通じて日本歯科医師会へ申込む。
- ② 提出期限 **平成 26 年 4 月 30 日(水) 日本歯科医師会必着**

7. 受講料

50,400 円

ただし、スポーツ歯科医学の一部が免除となる者は 36,000 円

- ※ 受講料は日本体育協会が送付する受講内定通知到着後に納入すること。
- ※ 上記受講料は受講修了あるいは受講有効期限まで有効となる。
- ※ 一度納入された受講料は返金しない。
- ※ 講習会参加に係わる経費(宿泊、交通費等)は自己負担とする。
- ※ スポーツ歯科医学Ⅱにおける実習については別途材料費等を徴収する場合がある。

8. 受講者の決定

(1) 内定

- ① 提出された申込書の内容を日本歯科医師会にて確認し、日本体育協会指導者育成専門委員会スポーツデンティスト部会(以下「デンティスト部会」という)にて受講内定を行う。
- ② 新規受講内定の通知は、日本体育協会より受講内定者に対し送付する。
- ③ 受講内定者は、内定通知に記載の案内に従い受講料を指定期日までに納入すること。指定期日までに受講料を納入しない場合は内定を取り消す場合もある。

(2) 決定

- ① 受講料の納入を確認した後に正式な受講者として決定し、受講者番号を付した受講者証等必要書類を送付する。
 - ② 受講者番号は、本講習会の全単位を修了するまで変更されない。
- ※ 受講有効期限:
- ① 受講者の受講有効期限は、受講者となった年度を含め6年間とする。
 - ② 受講有効期限内に全ての講習を修了できない場合は、再度新規受講手続きを必要とする。ただし、デンティスト部会で受講延長が認められた場合はこの限りではない。
- ※ 受講取り消し: 受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、デンティスト部会で審査し受講が取り消される。

9. 講習の免除

日本スポーツ歯科医学会認定医は、発行された認定医証の写しを申込書に添えて提出することにより、講習会におけるスポーツ歯科医学Ⅱを免除することができる。

※受講が決定した後の免除申請については受け付けない。

10. 審査

- ① 医科共通、スポーツ歯科医学の全ての講習を修了した者には、日本体育協会より講習修了通知とともに資格審査申請手続きの案内を送付する。
- ② 修了者は送付された資格審査申請書に必要事項を記入し、日本歯科医師会へ提出する。
- ③ 提出された申請書を基に日本歯科医師会にて、相当のスポーツ歯科医学の臨床経験を有するかどうかを審査し、デンティスト部会にて結果を確定する。
- ④ 上記審査で新規認定者として認められた者には別途日本体育協会より登録に関する案内を送付する。

11. 登録及び認定

- ① 上記10-④により送付された登録に関する案内に基づき、手続きが完了した者を公認スポーツデンティストとして認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。
- ② 登録料は4年間で40,000円とする。(初回登録時は初期登録手数料として別途3,000円を徴収)
- ③ 登録による認定期間は4年間とする。以後本資格を更新登録するにあたっては、日本歯科医師会が定める研修を受けなければならない。

12. その他(注意事項等)

(1) 未修了者の次年度以降の講習会受講について

前年度までに全ての講習を修了しなかった者には、当該年度の受講案内を医科共通は日本体育協会より、スポーツ歯科医学は日本歯科医師会より受講有効期限満了まで、本人宛送付する。受講希望者は開催日程等確認のうえ、所定の方法にて講習会参加を申し込む。

(2) 個人情報の取扱いについて

本講習会受講に際し取得した個人情報は、日本体育協会及び日本歯科医師会が、本講習会の受講管理に関する連絡(資料の送付等)及びスポーツデンティスト関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を利用する際は、その旨明示し了解を得るものとする。

【スポーツ歯科医学に関する問合せ先】

公益社団法人 日本歯科医師会 スポーツデンティスト担当
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20
TEL:03-3262-9321 FAX:03-3262-9885

【公認スポーツ指導者資格全般及び医科共通に関する問合せ先】

公益財団法人 日本体育協会 スポーツ指導者育成部 スポーツデンティスト担当
〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館
TEL:03-3481-2226 FAX:03-3481-2284 E-Mail: sports-dentist@japan-sports.or.jp

フェアプレイで日本を元気に ~あくしゅ、あいさつ、ありがとう~

目指せ100万人のフェアプレイ宣言！WEBで好評受付中！

<http://www.japan-sports.or.jp/fair/> 公益財団法人 日本体育協会

~スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン~

暴力0(ゼロ) 心でつなぐスポーツの絆